

## 中井町創業者支援利子補給金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内事業者の創業を支援するため融資に係る利子の一部を補給する中井町創業者支援利子補給金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、「創業」とは、中井町創業支援事業計画に基づく特定支援事業を修了し、町内において個人事業を開業し、又は法人を設立することをいう。

2 この要綱において、「創業支援金融機関等」とは、中南信用金庫又はさがみ信用金庫をいう。

### (補給対象者)

第3条 補給の対象者は、創業支援金融機関から創業のために必要な融資を受けた者で、次に掲げる要件すべてに該当する者とする。

- (1) 町税の納税義務者であって、町税を滞納していないこと。
- (2) 中井町暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条に定める暴力団又は暴力団員は、交付対象から除外する。
- (3) 1年以上継続して町内で営業している、かつ、一ヶ月あたりの営業日数が原則15日以上であること。
- (4) 創業のために必要な融資を創業支援金融機関から受けている者。
- (5) 現在事業を営んでいない個人で、これから創業を行おうとする者。

### (交付対象期間)

第4条 利子補給金の交付対象期間（以下「交付対象期間」という。）は、創業支援金融機関からの融資に係る第1回目の融資実行日から3年間とする。ただし、償還期間が1年未満のものについては、当該償還が完了した日までとする。

2 同一年度内に一回限りの補給とする。

### (補給金の額)

第5条 毎年1月1日から12月31日までの創業支援融資に係る利子の合計に相当する額又は15万円のいずれか少ない方の額を限度とする。

### (補給金の交付申請)

第6条 対象者が補給金の交付を受けようとするときは、毎年2月末までに、中井町創

業支援利子補給金交付申請書（第1号様式）に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

（補給金の交付決定）

第7条 町長は、対象者から交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補給金を交付することを決定したときは中井町創業者支援利子補給金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補給金の請求）

第8条 対象者は、前条の通知により交付決定を受けたときは、速やかに補助金等交付請求書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（補給金の交付）

第9条 町長は、対象者から前条の請求を受けたときは、30日以内に補給金を対象者へ交付するものとする。

（補給金の返還）

第10条 町長は、必要に応じて利子補給制度に関する書類の閲覧、調査及び報告を取扱金融機関に求めることができるものとし、補給申請者が次の各号のいずれかに該当したときは中井町創業者支援利子補給金取消通知書（第4号様式）の交付決定を取り消すとともに、既に交付した補給金の全部又は一部を中井町創業者支援利子補給金返還命令書（第5号様式）に基づいて、返還を命ずることができる。

- (1) 補給金の交付申請について偽りその他不正の行為があったとき。
- (2) 補給金の交付申請の内容について誤りがあったとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

中井町創業者支援利子補給金交付申請書		
年 月 日		
中井町長 様		
申請者 住 所 氏 名 電話番号		
中井町創業者支援利子補給金交付要綱第6条の規定により、次のとおり利子補給金の交付について申請します。		
補助事業の名称	中井町創業者支援利子補給金交付事業	
交付申請額	円（※千円未満切捨て）	
開業場所の住所	中井町	
開業した事業の概要	名称等： 業種名：	
申 請 内 容	借入金額	円
	借入期間	年 月 ～ 年 月
	初回返済日	年 月 日
	交付対象期間	年 月 日～ 年 月 日
	交付対象返済回数	回
	支払い利子額	円
町税納入状況 上記の者の町税納入状況は 年 月 日現在滞納がありません 課（担当者確認印 ）		
添付資料	1 町内で開業したことを証する書類（写） 2 金融機関が発行した利息支払証明書 3 その他町長が必要と認める書類	

中井町暴力団排除条例（平成23年中井町条例第4号）に定める事項に該当しないことを誓約し、申請事項の確認にあたり、中井町が警察等の関係機関へ照会することについて承諾いたします。

年 月 日

住 所  
名 前

第2号様式（第7条関係）

中産第 号  
年 月 日

様

中井町長

中井町創業者支援利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中井町創業者支援利子補給金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	
交付金額	円
交付対象期間	
交付条件	創業資金を他の目的に使用したとき、又は不正な行為があったときは、交付決定を取消し、既に交付した補給金を返還させることがあります。
交付しない理由	

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

中井町長 様

住所

氏名

印

補助金等交付請求書

年 月 日付け 中産第 号をもって決定通知のあった補給金の交付  
を中井町創業支援利子補給金交付要綱第8条の規定により請求します。

請求金額

円

振込先

金融機関名	
支店名	
種別	
フリガナ 口座名義	
口座番号	

第4号様式（第11条関係）

中産第 号  
年 月 日

様

中井町長

中井町創業者支援利子補給金取消通知書

年 月 日付け 中産第 号にて交付決定した補助金について中井町創業者支援利子補給金交付要綱第10条の規定により、次のとおり交付の決定を取り消したので通知する。

第5号様式（第10条関係）

中産第 号  
年 月 日

様

中井町長

中井町創業者支援利子補給金返還命令書

年 月 日付け 中産第 号にて交付決定した補助金について中井町創業者支援利子補給金交付要綱第10条の規定より、次のとおり交付の決定を取消し、補助金の返還を命ずる。

記

返還金額 円

返還の理由

返還期限及び納入場所

別添納入通知書により 年 月 日までに中井町指定金融機関に納入のこと